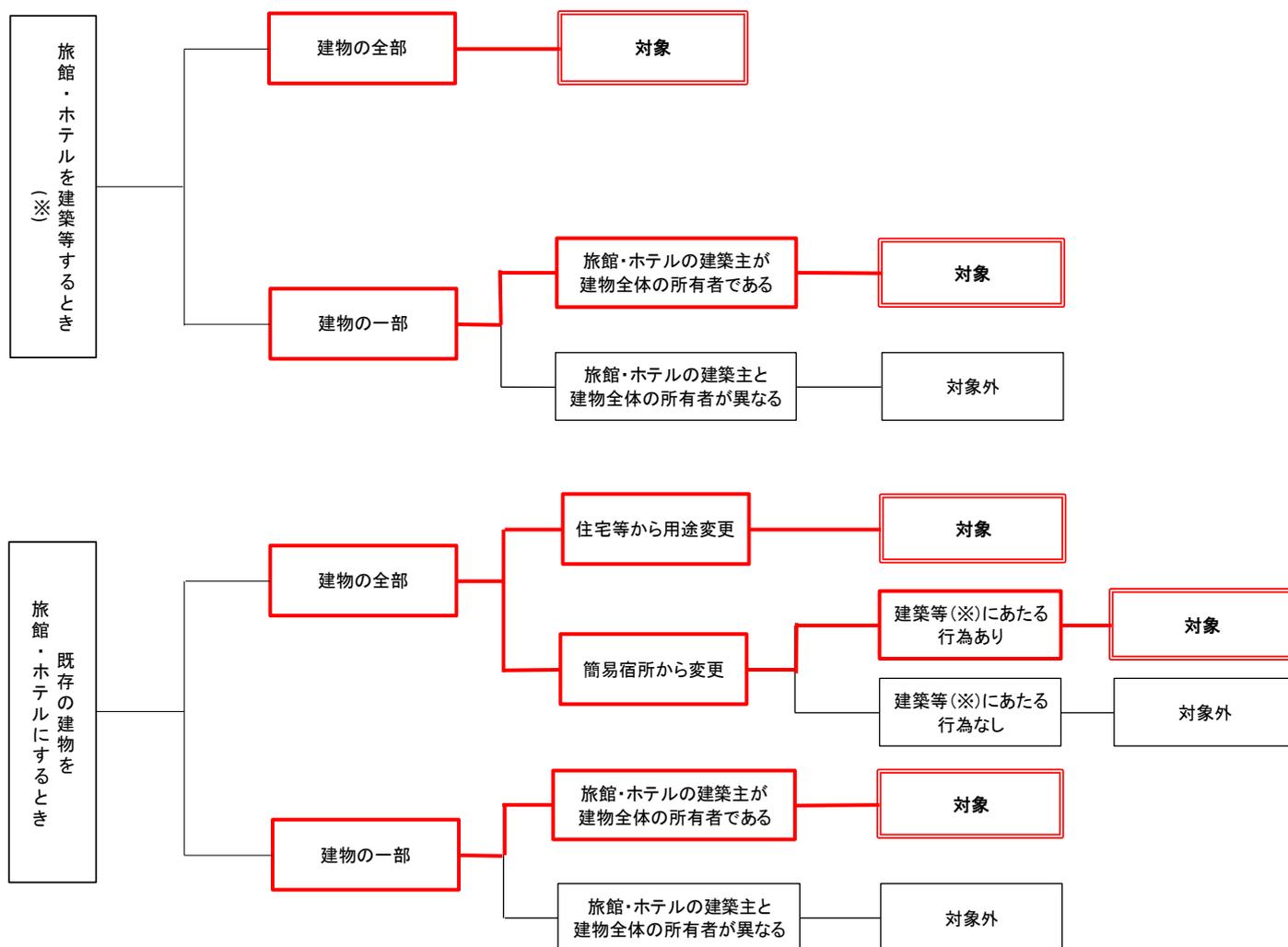


「福岡市旅館等設置規制指導要綱」の対象となるものについて



※ 建築等とは、増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更のことです。

福岡市では、旅館・ホテル等を設置するときは、建築確認申請や旅館業営業許可申請などの前に本要綱による**事前協議**をお願いしています。

- ◆原則として「旅館・ホテル営業の用途に供する施設」の「建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は建築物の用途の変更」を行う場合を協議の対象とします。
- ◆簡易宿所や、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅は**対象外**です。
- ◆原則、**建築前**に協議書を提出していただきますが、**着工後**に**計画の変更等**により旅館・ホテル営業を行うこととなった場合も**協議対象**となります。